

09/11/25 第14回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会議事録

第14回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会議事録

日 時：平成21年11月25日（水）
13：30～16：00
場 所：中央合同庁舎第5号館17階
専用第21会議

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 分科会長代理の指名
 - (2) 諮問及び審議
 - ・旅館業の振興指針の改正について
 - ・浴場業の振興指針の改正について
 - ・飲食店営業（めん類）の振興指針の改正について
 - (3) その他
- 3 閉会

（事務局）
厚生労働省健康局生活衛生課組合振興係
担当：小嶋・田浦
電話：03-5253-1111（内線2439）

○久保田補佐 ただいまから、第14回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会を開催いたします。

本日は、相澤委員、加来委員、佐藤委員、武井委員、田山委員、土門委員、中村委員、安田委員、吉森委員は、欠席の連絡を受けております。

当分科会は、委員数23名でございまして、現在、出席者14名で過半数に達しておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規程により、本日の会議は成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、中尾大臣官房審議官よりごあいさつをお願い申し上げます。

○中尾審議官 大臣官房審議官の中尾でございます。

本日は、お忙しいところ、当審議会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今年度は、諮問書にございまして、飲食店営業（めん類）、旅館業、浴場業の3業種の振興指針につきまして、御審議のお願いをしております。よろしくお願いいたします。

この振興指針は、生活衛生関係営業の振興を図り、公衆衛生の向上や利用者の利益擁護を図ることを目的として策定されるものでございます。この振興指針をもとに都道府県の同業組合が振興計画を策定することになりますけれども、厚生労働省といたしましては、振興指針に基づく事業に対しましては、予算、融資、税制といった面で支援を行ってまいります。

今回、御審議いただきます指針は、これからの5年間という大変厳しい経済環境の中で、生活関係営業の振興を図るための指針となるものでございますので、よりよい振興指針となりますよう、委員の皆様方の専門的な見地から御意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保田補佐 どうもありがとうございます。

それでは、皆様には誠に申しわけございませんが、中尾大臣官房審議官は、所用のためここで退席させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

○中尾審議官 失礼いたします。

（中尾審議官退席）

○久保田補佐 続きまして、本日の御出席の委員の皆様、そして、本日の議題となっております振興指針に関する意見聴取人として出席していただいております皆様を御紹介させていただきます。

まず、当分科会の会長につきましては、本年2月に開催されました厚生科学審議会総会時におきまして、本委員の皆様の互選によりまして、原田委員が選任されておりますことを御報告申し上げます。それでは、座席中央になりますが、原田会長でございます。

○原田分科会長 原田でございます。よろしくお願いいたします。

○久保田補佐 続きまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。

私の方から向かって一番右側の全国地域婦人団体連絡協議会理事の井上耐子様でございます。

○井上委員 よろしくお願ひします。

○久保田補佐 日本大学医学部教授大井田隆委員でございます。

○大井田委員 よろしくお願ひします。

○久保田補佐 全国理容生活衛生同業組合連合会理事長大森利夫委員でございます。

○大森委員 よろしくお願ひします。

○久保田補佐 財団法人日本消費者協会参与長見萬里野様でございます。

○長見委員 よろしくお願ひします。

○久保田補佐 兵庫県福祉協議会副会長加納多恵子様でございます。

○加納委員 よろしくお願ひいたします。

○久保田補佐 放送大学教授来生新様でございます。

○来生委員 来生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保田補佐 社団法人全国生活衛生同業組合中央会専務理事小宮山健彦様でござ

2/15

ろがございます。しかし、内容等は非常に参考になる部分もございますので、今回の振興指針の改定にも反映させた部分がございますので、後で見いただければと思います。

以上が、資料と参考資料ですが、添付漏れがありましたら、申し出ていただければと思います。

それでは、以降の議事進行につきましては、原田会長よりお願いいたします。
○原田分科会長 会長などという大役を仰せつかりまして、誠に恐縮に思っております。長年ずっとお手伝いをさせていただいたということで許していただきたいと思

います。それは、議事進行に入っていきたいと思っております。まず、本日の議題でございまして、厚生科学審議会第5条第5項の規程に従いまして、分科会長があらかじめ分科会長代理を指名することになっております。私としましては、当分科会の委員を長年にわたって御担当していただいております。来生委員にお願いしたいと思っております。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○原田分科会長 では、どうぞよろしくお願い申し上げます。では、引き続きまして、お手元の議題の2番目にまいりますけれども、「諮問及び審議」ということで、本日は飲食店営業（めん類）、旅館業、浴場業の3業種の振興指針の改正審議をしていただくこととなります。それでは、まず、松岡生活衛生課長より御説明をお願いします。
○松岡課長 健康局生活衛生課長松岡でございます。どうぞよろしくお願いいたし

ます。お手元の資料1でございます。厚生科学審議会会長に対して、厚生労働大臣から、飲食店営業（めん類）、旅館業、浴場業の振興指針の改正について諮問をされております。

続きまして、資料2でございます。厚生科学審議会会長より、生活衛生適正化分科会長に、諮問の付議がされておりますので、本日御審議をお願いするものであります。よろしくお願

いいたします。
○原田分科会長 どうもありがとうございます。それでは、本日御審議を進めさせていただきますけれども、順番としましては、お手元の資料の順に従いまして、旅館業、浴場業、飲食店営業（めん類）の順に審議していただきますと思っております。それでは、まず事務局から、3業種の振興指針（案）についてまとめて説明していただき、その後、各業界単位で、つまり、旅館業、浴場業、飲食店営業（めん類）の順に審議をしていきたくと思っております。それでは、まず事務局からよろしく御説明をお願いします。

○久保田補佐 それでは、説明させていただきます。資料4をごらんいただきまして、「振興指針及び振興計画のあらまし」という資料でござ

います。目的を説明させていただきます。衛生業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上、利便性の増進を図ることを目的として設けております。それから、生活衛生の振興指針の改定が、平成14年8月に、今日の分科会の座長もお願いしております。原田会長に座長を務めていただきまして、「生活衛生関係営業振興指針の見直しに関する指針」ということで付合せをいただいております。今回、改正予定の3業種の振興指針も、平成17年に改正し、今回はその後二度目の改正ということになります。従前の振興指針は、平成14年以前の振興指針ですけれども、業界全体の需要額、言い換えま

す、数値目標といったものを定めておりまして、先駆的な経営事例とか、あるいは社会状況の変化によって対応が求められる事項を示しまして、事業者とヒートアップを与え、個々の営業者が自分の店に見合った経営改善に取り組める内容として、状況について、その結果を一部反映させて改正させていただいております。それから、5年前からの状況の変化ですね。この5年間に起こった新たな問題点等も盛り込んで改正し、昨年とか一昨年のほかの業種の振興指針との共通した事項等の文言を修正したりとい

うことを行っておりまして、引き続きまして、最初の旅館業の振興指針を説明させていただきます。事前に、委員の先生には最終案を送付させていただいておりますので、ある程度お目通しいただいていただくと思います。きょうは主な事項のところを、資料5-2「旅館業の振興指針」の新旧対照表によりまして説明していきたいと思

います。資料5-2の旅館業の振興指針の新旧対照表、A4の横表になりますけれども、それで説明させていただきます。

まず最初に目次であります。一昨年の振興指針の改正で、目次を付けた方がよいという意見が出され、それ以後のすべての業種の振興指針で、目次を追加しております。続きまして、2ページ目で、前文につきましては、最近のほかの業種の振興指針と並びあわせたりというところで、文言を整理しました。

3ページ目の「旅館業を取り巻く環境」の事項でございますが、今回は、平成15年と20年の旅館、ホテルの施設数とか、1軒当たりの部屋数とかを比較して、その傾向として、小規模旅館の廃業と大型ホテルの開業が多い傾向にあると記載させていただきます。

旅行の形態としまして、個人旅行や少人数グループと、従来からの傾向や最近の泊食分離の傾向により、多様な営業形態が進んでいると書かせていただいております。

続きまして、次のページで、平成20年、去年の10月に観光庁が設立されて、国

続きまして、「経営管理の合理化及び効率化に関する事項」は、前回とほとんど同じ内容となっております。業者の技能の改善向上に関する事項は、健康入浴推進員の養成というところを追加させていただきます。

「取引関係の改善及び共同化等に関する事項」は、先ほどの旅館業で説明した「従業員の福祉の充実に関する事項」と、次の「事業の承継及び後継者支援に関する事項」も、先ほど旅館業と同じ考え方でございます。

「行政の施策及び政策と連携する業者が、支援、利用者の信頼性の向上」に関しては、先ほど旅館業の振興指針では、保健所と連携し、浴場業の組合加入率が非常に高いと、その辺のところはあたる程度で、きいてる言葉の置き換えをさせていただいております。

「営業の振興に際し配慮すべき事項」として、18ページで最後は、19ページに「営業の振興に際し配慮すべき事項」の推進で、これまで省エネルギーの強化という言葉を追加させていただきます。今回、「京都議定書」とか、今回の鳩山総理も、温暖化防止策を強調しておりますので、去年辺りから省エネルギーの強化という言葉を入れております。

続きまして、「少子高齢化社会への対応」については、これは前回の内容を簡潔にして整理させていただきました。

21ページの「地域との共生」では、他業種の振興指針の書きぶりと合わせたところもありますが、特に大規模災害時の支援についても、浴場業でも追加させていただいております。

以上、簡単でございますけれども、浴場業の振興指針の概要を説明させていただきました。

引き続きまして、資料7ー2で、飲食店営業（めん類）の振興指針の新旧対照表により、飲食店営業（めん類）の振興指針の主な事項を説明していきたいと思っております。

これも、目次と前文は、先ほどの旅館業、浴場業と同じ考え方でございます。3ページの「めん類飲食店営業を取り巻く環境」とございまして、この内容としては、食生活の多様化に伴い、いろいろな中食、外食産業の進出で経営環境は大きく変化する。そばうどん店の施設数、従業者数も、平成13年と18年のデータを使わせていただくと、若干減っているんですけども、ほぼ横ばいと言えるものかなと思います。1世帯当たりのそばうどんの外食費、国民の外食費ですけども、この辺も微妙に減っているんですけども、ほぼ横ばいの状態であるというところを書かせていただいた。それと、消費者の安全・安心の意識の高まりに伴い、消費者に安心感を与え、それが重要である。また、原料のそば、小麦の輸入依存が高いため、安定した供給が求められるという現状を記載させていただいております。

続きまして、4ページから「今後5年間における営業の振興の目標」については、食品衛生上の危害防止は勿論ですが、消費者に健康的な食品で安心・安全をアピールし、女性客や若年層を掘り起こし、前営業の減少している中で、消費者の要望を的確にとらえて、新メニューの開発等に努めることが重要と記載させていただいております。

6ページの「めん類飲食店営業の振興の目標を達成するために必要な事項」で、衛生水準の向上に関する事項は、前回とほとんど同じ内容でございます。

続きまして、7ページ目。「経営課題への対処に関する事項」の「経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項」。ここも前回の内容と同じでございます。経営診断の書きぶりも、先ほどの旅館業、浴場業と同じように、こちらの方に移動させていただいております。

サービスの見直しに関する事項も、前回の内容に、今回は、めんつゆについてもちょっと加えさせていただきます。最後に、外国人顧客の利便性を図る工夫が必要と書かせていただいております。

次9ページ目の「施設及び設備の改善に関する事項」は、従来のバリアフリー対策に加えて、省エネルギー対応の施設・設備の改善の必要性も加えさせていただいております。

次に10ページ目の「情報通信技術を活用した新規顧客の獲得や顧客の確保」に関する事項についても、インターネットの利用と電子決済の普及を加えさせていただいております。

次に11ページ目の「表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項」は、メニューの店頭表示、産地表示、食物アレルギーの表示、食事バランスガイドの活用等を加え、標準営業約款の登録についても、従来どおり記載させていただいております。標準営業約款の基準については、参考資料12で「めん類飲食店標準営業約款基準」を付けておりますので、参考にいただければと思います。

続きまして、12ページ目「人材育成に関する事項」は、前回とほとんど同じでございます。

続きまして、13ページ目の「営業者に対する支援に関する事項」で、「組合及び連合会による営業者への支援」で、14ページにかけて、衛生水準の向上のための技術、知識及び意識の向上に関する事項は、前回の事項に、食品衛生上の安全を確保するための支援というところを追加させていただいております。

続きまして、「施設及び設備の改善に関する事項」については、少子・高齢化社会等や省エネルギー、環境保全に配慮した施設等の改善指導についても追加させていただきます。

続きまして、「消費者の利益の増進に関する事項」は、前回とほとんど同じ書きぶりとなっております。

次「経営管理の合理化及び効率化に関する事項」では、この事項と次の「営業者及び従業員の技能の改善向上に関する事項」は、どちらも前回とほとんど同じ書きぶりとなっております。

次、15ページの最後の力の「取引関係の改善及び事業の共同化等に関する事項」

は、これは先ほどの旅館業と浴場業と同様の考え方とございまして、一本化させていただきます。

「従業者の福祉の充実に関する事項」は、これも先ほどの旅館業、浴場業と同じ考え方とさせていただきます。

事業の承継についても、前回とほとんど同じでございます。

その次の「食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項」は、飲食業の振興指針にないのでも、昨年のすしとか、一昨年の一般飲食とかでも記載させていただいております。要するに、食品の情報をいろいろ取って情報提供していかなければいけないというところを、かつての中国野菜の問題とか、最近の偽造の問題等もございまして、食品関係の振興指針にはこれを追加させていただいております。

続きまして、「行政施策及び政策金融による営業者への支援並びに消費者の信頼の向上」に関する事項は、先ほどの旅館業、浴場業と大体同じ考え方と記載させていただいております。

続きまして、18ページの「営業の振興に際し配慮すべき事項」。ここはほかの業種と若干変わっておりまして、「環境保全及び食品循環資源の再生利用の推進」について、これは前回の書きぶりと大体一緒ではあるのですが、途中で、連合会が推し進めている食用廃油のリサイクルの件もちょっと追加させていただいております。

次の「省エネルギーの強化」ということで、1つの項目と省エネ対策というところ、全国センターがついておりますパンフレットを参考資料として添付させていただきます。ここでは、ユニバーサルデザインに配慮した食器とか、少子・高齢化社会等への対応。ここでは、ユニバーサルデザインに配慮した補助犬法などの件を追っていただいております。今回の振興計画の実施状況を見まわす打ち合わせとしたり、その試食に取組んでいただく。今改めて確認する。こまめに、20ページの「食育への対応」で、飲食店関係営業の業種では、3年前からの個別に食育への対応と振興指針とほぼ同じでございます。前段の書き「そばの花観察運動」を、食育の一環ということをとらえまして、「食育への対応」に記載させていただきます。

次に、5番目に「禁煙等に関する事項」で、これは昨今の禁煙事情ということで、3年ほど前から個別に事項として入れていただいております。

最後に「地域との共生」では、これはほかの業種の振興指針の書きぶりと同様に書かせていただいている部分が多くございます。地域行事への積極的な参加ということを主に書かせていただいております。

以上、簡単ではございますが、旅館業、浴場業、飲食店営業（めん類）の3業種の振興指針の概要を説明させていただきました。

○原田分科会長 どうもありがとうございます。御説明をいただいたということになつておりますけれども、これからは各業界ごとで個別にしていきたいと思っております。まず、順番からいまして、旅館業に先ず、御意見・御質問等ございませうか。

○井上委員 先ほど10ページで、海外の人の旅行の無断で宿泊していただけたんですけど、国営のクレジットで支払ってもらえるようなことをおっしゃったんですけど、国内のこのとでちょっと申しまして、この間、私は全地婦連の全国大会がありまして、台風が出たんですけど、旅館も全部押さえてあったと思うんですけど、来れない人が続出されたんです。T.Bさんが何かの観光業界とトラブルしているというふうなことを聞いて、結論は聞いておりましたけれども、これから災害などいろいろあるのことで、こんなのとかどうかはわかりませんが、いかがでしょうか。この指針に入れるのかどうかはわかりませんが、いかがでしょうか。

○原田分科会長 この辺の答えは、業界の方から伺わないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤意見聴取人（全旅連） 基本的には、キャンセル料につきましては、約款に明示しているところが多く、一般的にすべてではないですが、今のような自然災害の場合については考慮するということで、お金をいただかないケースもございまして、また、新型インフルエンザ等で、今回京都で発生した修学旅行の問題については、県で補助するということ、全額キャンセル料を支払うということもありますので、ケース・バイ・ケースですけれども、その理由が明確であれば、自然災害の場合は、比較的キャンセル料はない場合が多いです。

○井上委員 業者の立場で、どうなったのかなと思って心配して発言しました。わかりました。

○原田分科会長 ありがとうございます。

一応規程があるということで。特に外国人の場合はいなくなってしまう可能性がありますから、クレジットカードで押さえるという形だと思っておりますけれども。よろしゅうございませうか。

○井上委員 はい。

○原田分科会長 ほかに何かございませうか。

事務局案でいろいろと御説明を今やっていたわけですが、このとおりで御了承いただけないということなんですか。よろしゅうございませうか。

○山根委員 1つ質問です。3ページにあります、近年の旅行形態ということで、ニューツーリズムという言葉が出ていますけれども、これは前回は、エコツーリズムであった。エコ旅行を含んで、それぞれまたいろいろな多様な目的に合わせた旅行がいろいろと企画されているということなんだと思うんですけど、このニューツ

8/15

9/15

ば、具体的に「障害者雇用」とか何とかという言葉に限定しないで、もうちょっと
広くいろいろな可能性を「地域福祉」という言葉の中に。
○加納委員 「障害者雇用」とかでなしに、「就労支援」という言葉を使っていただ
きたい。

以上です。
○原田分科会長 「就労支援」だと、ここでは当てはまらない感じがちょっとする
んですけども。

いろいろなところでちょっと検討させていただいて、もし可能であればというこ
とになると思うんですけども。

○来生委員 私は反対していいわけではないので、こういう文章の性格にうまく合
うように入るのは、それには全く反対しないというだけの話でありますので。

○松岡課長 団体の方々ともし合わせをさせていただいて、何かいい方法はない
か、ちょっと検討させていただきます。

○原田分科会長 どうぞよろしくお願いいたします。
○藤野委員 佐藤さんがおっしゃらないのに私が言うのはおかしいかもしれ
ないんですが、自民党政権末期から民主党政権に変わって、高速道路の無料化。

自民党時代は1,000円ということだったんですが、これによって旅館業界は大変な
影響を受けているわけですね。それについての記述が全然ないということは、この

5年間で大分無料化されるような情勢もあるものですから。例えば3ページの割と
下の方に「旅行者ニーズも多様化し」その間に「特に高速料金の無料化により日帰

り旅行にも増加し、泊食分離を導いた旅館や」というふうに、「高速道路の無料化」
が旅館業界に与えている影響が大きい。こういう事実から、何とかその辺をちょっ

とつけ加えた方がよろしいのではないかという意見です。
○久保田補佐 まだ無料化にはなっていて、土日1,000円ということで、今後無

料化にするという民主党政権の方針としては出ているのですけれども、今現在の
振興指針、来年の最終的には2月ごろの告示になるのかなと思うんですけども、

その時点で、多分、無料化という方向性は出ているのかもしれないけど、いつから
無料化とか、その辺の具体的なところがまだ決まっていらないかというところ

がございまして。余り不確定なことを載せない方がいいのかなというところも若
干はあるんですけども。

○藤野委員 現実には、もう1,000円になっているわけですね。ですから、「無料
化」ではなくて、「無料化の方向性により」でもいいですよ。ですから、要するに、

現実には旅館業界は大変な被害をもう出しているわけですよ。日帰り旅行客が大変に
増えて。今まで、日帰り旅行は大体100キロ圏内、ところが、今は200～300キロ圏

内まで日帰りになっている。こういう大変厳しい状況なんです。設備産業である旅
館業界が、宿泊設備が遊んじやうということなんです。これは大変な業界の動向

には影響が大きいんです。
業界の方どうぞ。

○佐藤意見聴取人（全旅連） 今のお話があったように、大変難しい問題で、首都
圏から遠いところは、300キロ以上あるところは、逆に宿泊に結びつくところもあり

ますし、首都圏に近い、今おっしゃったように何百キロのところは、逆に、無料化
することによって日帰りが増えてくるということがあります。

我々業界としては、これから電気自動車というものがどんどん促進されてき
て、電気自動車によって充電については、ある程度短時間充電もありますけれども、

一般的には、そんなに短い時間で充電するためには、500Vの機能を持ったものが必
要だということをお聞きしますので、200V、100V、そういったもので充電する

場合は、長時間かかるということによって泊まるような電気自動車の時代になった
ら、しばらくの間は電気自動車によって泊まるような旅行客が増えてくるのではな

いかと期待しているところなんです。今はそちらの方に行っておりまして。
それから、先ほどの障害者の問題につきましては、1つは、我々は「シルバース

ター」という制度をつくりまして、障害者や高齢者に優しい宿づくりをしようとい
うことで、この振興指針の中でも、宿泊については一生懸命促進を図っているとこ

ろでございまして。障害者雇用の問題につきましても、これは国の方針ですから、特
定の業種だけではなくて、すべての業種について当てはまることについては、我々

旅館業界についても協力はしていきたいと思っていますけれども、
私どもの業界だけ特別にやれと言われると、なかなか難しい点は多々あると思いま

す。
以上です。

○原田分科会長 この振興指針そのものは、5年間にわたってその業界の方向性を
決めるものです。そして、それは5年ごとに見直しをするという可能性はある

けれども、でも、余りトピック的なことを入れ込んで、大きく変化を
するというのは、余り入れたくないという形の中に入っているわけですね。それで、

よな余り入れたくないという形の中に入っているわけですね。それで、
もう部経の要因は、望みは、形の中に入っているわけですね。それで、

て、個々の旅館業が、独自の経営戦略を立てて、そして、それなり
のサービスを開発して、いくというところ、この超える大きな変革は、

大きな変化で、予測の超える大きな変革は、この超える大きな変革は、
も、その本格的な無料化というところ、これは、恐らく、恐らく、

なドル箱の首都高とか東名とかというところ、これは、恐らく、恐らく、
のものができなくなっていくというところ、これは、恐らく、恐らく、

の方から無料化していくというところ、これは、恐らく、恐らく、
をこの中に入れてしまうのは、ちょっと書き過ぎかなという気がす
るんですけども。

○藤野委員 はい、結構です。
○原田分科会長 よろしいですか。大変心苦しいんですけども、振興指針の性格

上、個別の要件は余り入れない方が。そして、もしそこにそういうものを入れたら、
ほかの業界全部に影響しますから、ちょっとそこは様子を見た方がいいのではない
かなと思います。そういう形で対応させていただいて、様々な旅行を求め形が変
わってきた中に、高速道路の無料化も多分に影響しているのだろうと、そういう形

13/15

は全く聞いたことがない話で、多分、いまだに制度としては、そういう家族経営の店に対する、旦那さんと奥さんの両方にお金が行くとかという、そういう制度は今はないのではないかと思います。

○井上委員 はい、ないと思います。

○実際、男女共同参画の時代で、それこそ女性の貧困の問題にも通じますけれど、女性にも所得が欲しいという立場で、そう言われると思うんですが、我々の商売は、夫婦が同じような立場で仕事をやっていかなければなりませんのでね。そうやって御主人ばかり収入を得たのでは、共同経営ですから、実際、零細なそば店の経営は、もういっしょの細い中では、零細で営が成り立ちませんのでね。奥さんの意欲にもかかわりなく、給料がなくて、最近では、利益が落ちてしまっただけで、どうなっているかわかりませうけれども、夫婦で築いた資産は、夫の方に主にいきまうと、次の世代に、遺産相続で大きいデメリッという見合いです。それに見合いです。給料は取って経営しているのが実情だと思います。大丈夫です。御心配ありません。項目を書き入れなくても、もう実際なっているというわけですね。どうぞ、全国がそのようになっていけば、私も安心いたします。女性に本当に財産がない、口座も持ってないというような事例があります。

○原意見聴取人（全通連） それは戦前の発想だと思いますね。

○井上委員 いえい。

○原意見聴取人（全通連） 大丈夫です。

○井上委員 はい、ありがとうございます。

○原田分科会長 振興指針の中に特別に記入するのは、今回は僕はこれは無理ではないかと思ひます。女性問題云々をあげるから、その業界が明らかに女性に蔑視されているから、こういふところを書き込めたいという思いがあります。それから、事実、確かに離婚でもされて、子どもさんを持たれて、それで、頼る身内がほとんどないというふうな形に落ちてしまっただけで、家族労働は、女性が果たしている役割は大きいと思ひますし、実際にお財布を持っているのは女性の可能性もあるのではないかと思いますので。

○井上委員 仲のいい間はいいのですけれども。

○原田分科会長 仲が悪くなってしまうとどうなるかというような問題が多分にあるかもしれないけれども、そこまでは振興指針で受け取ることはできないだろうと思ひます。

○松岡課長 ほかの指針も全部共通ですけれども、昨年度から、16ページに「従業者の福祉の充実に関する事項」に、「男女共同参画社会の推進」ということで入っていますので、一応そういったことにも目配りはさせていただいております。

○井上委員 了解しました。

○原田分科会長 よろしゅうございますか。

○井上委員 はい。

○原田分科会長 それでは、何かほかにもございますか。

○来生委員 日本語の問題なんですけれども、4ページの真ん中ぐらいに「世界の穀物相場の影響を受けやすい品目であるから、安定的な原料の供給が重要な課題となつていく」という記述があるんですけれども、これは誰の立場で書いているんですかね。供給なのか、確保なのかという。供給というのは、商社の人とかそういうのは供給が課題になつていくかもしれないけれども、事業者サイドから見ると、確保なのかという気もしないでもないんです。

○原田分科会長 これは、組合が例えば供給するならば、「供給」となるかもしれませんが、各お店が確保するというところに。これは「確保」にした方がいいかもしれません。

○久保田補佐 はい、おっしゃるとおり、供給ではないと思います。

○原田分科会長 ほかにございますか。

それでは、飲食店営業（めん類）に関しましての振興指針は、本当に微調整でいいのではないかとと思ひますけれども、ほぼこのままで認めていただけた。今のところはちょっと訂正があると思ひますけれども、それと、一部、できれば入れ込むというふうな形で、特に栄養バランスとか、野菜の問題とかちょっとあつたと思ひますけれども、その辺は事務局の方で調整しながら検討をしていただきたいということ。細かいようところは、大変恐縮ですが、私と事務局の方にお任せいただくということではよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○原田分科会長 それでは、飲食店営業（めん類）に関しての振興指針に関しましても、一部修正ということで御了承をいただいたということでよろしゅうございますか。

それでは、めん類の方から一言いただけると有り難いのですが、こうやって原意見聴取人（全通連）からいろいろ諸問題を細やかに精査していただいて、こうやって文章を見ていきたいと思います。本当にありがとうございます。よくできていると思ひます。この指針をもとに、また、組合でいろいろつくりながら、組合員の皆さんにこの思いを伝えたいと思ひます。

先ほど、野菜とか、いろいろメニューのお話もありましたけれども、私どもの業界は、40年ぐらい前から、1年に一遍「麺展」といういろいろな業種、多様化した中で、衛生面の関係から、会社とか、それから、新しいメニューを提供する会社、施設、厨房とか、調味料の関係、すべての関係する業種が100社ほど毎年出展いたしまして、そこで組合員の皆さんに見に来ていただけて、勉強をするような機会を毎年やっておりまして、そういう新しいメニューの写真を展示して、新しいメニューは、ずっと前からやっております。皆さんの利益になるから来てほしいという、いろいろPRをするんですが、開催日の関係か何かで来れない同業者もあるようなので、それを今後とももっともっと周知するように努力したいと思つてお

ります。また、毎月『めんとうきょう』という雑誌を出しておりますね。そこで、来れない同業者に対してのいろいろな情報を毎月4～6ページのあれを発行しております。いろいろどうもありがとうございます。よろしくお願いします。

以上です。

○原田分科会長 ありがとうございます。

大規模な修正の御指摘はなかったというふうに判断させていただきたいと思います。一部ちょっとした微調整はありますので、その部分に関しましては、事務局と私との間でよく検討をさせていただいて、なるべく皆さんの御意見を反映するような形で完成させていきたいと考えています。ですから、そういう形で今回皆さんに御審議いただいた振興指針は、3業種とも御了承いただくということによろしく

ございますね。

ありがとうございます。

それでは、今後の段取り、その他に関しまして、事務局から補足説明がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○松岡課長 本日御審議いただきました旅館業、浴場業、飲食店営業（めん類）の3業種の振興指針につきましては、一部修正部分につきましては、なるべく御意見をいただいたものを反映できるようにして、原田分科会長と調整させていただきまして、その後、審議会へ答申いたしまして、パブリックコメントを経て、官報に掲載されることになると、こういった予定でございます。

○原田分科会長 ありがとうございます。

一応これで議事全部終了でございますが、事務局並びに委員の皆様から何かありますか。

○久保田補佐 特にございません。

○原田分科会長 それでは、きょうはお忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。今後は、事務局と私に任せていただくということで、よろしくお願ひいたします。